

和解条項案

- 1 被控訴人（川越少年刑務所長及びさいたま拘置支所長）は、控訴人及び利害関係人の亡長男に対する刑務所内医療に、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切なものではない点があったことを認める。
- 2 被控訴人は、控訴人及び利害関係人に対し、本件解決金として350万円の支払義務があることを認め（控訴人及び利害関係人の連帯債権）、令和8年11月末日限り、[REDACTED]
[REDACTED]に振り込む方法により支払う。
なお、振込手数料は被控訴人の負担とする。
- 3 被控訴人（川越少年刑務所長及びさいたま拘置支所長）は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第56条に定めるとおり、被収容者に対し、「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずる」ため、外部病院移送の要否は、医療上の必要性も踏まえ、適切に判断するべきであることを確認する。
- 4 控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 5 控訴人、利害関係人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間及び利害関係人と被控訴人との間には、本件医療過誤に関し、本和解条項に定めるもの

のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 訴訟費用及び和解費用は、第 1、2 審を通じ、各自の負担とする。

以上